

# タブレット端末使用に関する同意書

学校から貸し出された持ち帰り時のタブレット端末を放課後児童クラブ内で使用される場合、次の各項目をご理解の上、同意の署名をお願いします。

別紙「放課後児童クラブ内でのタブレット端末使用ルール」をよく読み、ルールを守って使用してください。
タブレット端末については、学校から出された宿題のみに使用し、それ以外の目的には使用しないでください。
タブレット端末は、持ち帰りがある日の平日のみ使用し、土曜日や長期休暇（春休み・夏休み・冬休み）中は放課後児童クラブに持ち込まないでください。
タブレット端末は、屋内でのみ使用し、屋外では使用しないでください。
タブレット端末を破損した場合、いかなる理由においても放課後児童クラブは一切の責任を負いません。第三者行為（ほかの児童のいたずらなどによる破損）についても同様に責任を負いません。タブレットが破損した場合、唐津市教育委員会に対して修理費用等を負担していただくことがあります。
タブレット端末を使用するときは、放課後児童クラブの先生の指示に従ってください。
放課後児童クラブの先生は、タブレット端末の操作指導や不具合の対応はできません。
タブレット端末は放課後児童クラブに放置せず、持ち帰ってください。
放課後児童クラブ内でのタブレット端末使用については、状況により予告なく中止することがあります。

唐津市長 様

上記の条件による使用について同意します。

令和 年 月 日

クラブ名 .....

保護者 住所.....

氏名.....

入所児童 氏名.....